



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*34 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(環境生活総務課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第34号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第2条第1項中「若しくは法第7条第1項の特定鳥獣保護管理計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）に基づく特定鳥獣の数の調整の目的又は」を「、鳥獣の保護の目的、鳥獣の管理の目的（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的を除く。）」に改め、同条第2項第1号中「又は市町村長の証明書」を「（申請者が当該機関に属する者である場合に限る。）」に改め、同項第2号中「捕獲依頼書」の次に「（申請者が依頼を受けた場合に限る。）」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第4項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第5項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改め、同条第6項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第7項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（夜間銃猟に係る確認の申請書等）

第2条の2 施行規則第13条の8第1項の申請書は、別記第8号様式の2によらなければならない。

2 施行規則第13条の9第1項の申請書は、別記第8号様式の3によらなければならない。

3 法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する法第9条第9項の規定による申請並びに施行規則第13条の9第6項及び第7項の規定による届出は、別記第8号様式の4により行わなければならない。

4 前項に規定する申請書又は届出書には、交付を受けた従事者証を添えなければならない。ただし、亡失した場合にあっては、この限りでない。

第3条第2項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第3項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（鳥獣捕獲等事業の認定の申請書等）

第3条の2 法第18条の3第1項の申請書は、別記第10号様式の2によらなければならない。

- 2 施行規則第19条の9第3項の規定による申請及び同条第5項の規定による届出は、別記第10号様式の3により行わなければならない。
- 3 前項に規定する申請書又は届出書には、交付を受けた施行規則第19条の9第1項の認定証を添えなければならない。ただし、亡失した場合にあっては、この限りでない。
- 4 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項の申請書は、別記第10号様式の4によらなければならない。
- 5 施行規則第19条の12第1項の届出書は、別記第10号様式の5によらなければならない。
- 6 法第18条の7第4項の規定による届出は、別記第10号様式の6により行わなければならない。
- 7 法第18条の8第6項において準用する法第18条の3第1項の申請書は、別記第10号様式の7によらなければならない。

第4条第2項及び第3項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第4項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改める。

第5条第2項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第3項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改める。

第8条第2項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第3項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請書等）

第8条の2 施行規則第46条の2第1項の申請書は、別記第20号様式の2によらなければならない。

2 法第38条の2第7項の規定による申請並びに施行規則第46条の2第5項及び第6項の規定による届出は、別記第20号様式の3により行わなければならない。

3 前項に規定する申請書又は届出書には、交付を受けた法第38条の2第6項の許可証を添えなければならない。ただし、亡失した場合にあっては、この限りでない。

第9条第2項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第3項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改める。

第10条第3項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第4項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改め、同条第5項中「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同条第6項中「の申請又は届出」を「に規定する申請書又は届出書」に改める。

別記第1号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式備考14中「第4条第1項第1号の規定」を「第4条第1項の許可」に改め、「交付年月日」の次に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加え、同様式別紙1備考1を次のように改める。

- 1 銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）を記入すること。

なお、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記入する場合は、当該証明書の番号及び交付年月日であることを備考欄に記入すること。

別記第1号様式別紙3中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式別紙3備考1中「別紙の鳥獣捕獲許可依頼者名簿を作成し、これ」を「別紙1」に改め、同様式別紙4備考1中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

別記第2号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式備考1中「特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣」を「保護、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣」に改め、「又は」を削り、同様式備考7中「特定鳥獣保護管理計

画に基づく特定鳥獣の数の調整」等」を「「保護（傷病鳥獣）」、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」等」に、「「特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の数の調整」を」を「第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲等を」に改め、同様式備考14中「第4条第1項第1号の規定」を「第4条第1項の許可」に改め、「交付年月日」の次に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加え、同様式別紙1備考1を次のように改める。

1 銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）を記入すること。

なお、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記入する場合は、当該証明書の番号及び交付年月日であることを備考欄に記入すること。

別記第2号様式別紙2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式別紙2備考1中「特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣」に改め、同様式別紙2備考2中「別紙の鳥獣捕獲許可依頼者名簿を作成し、これ」を「別紙1」に改める。

別記第3号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第4号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式備考3中「従事者欄」を「従事者の氏名欄」に、「欄下」を「同欄」に改め、同様式備考5中「第4条第1項第1号の規定」を「第4条第1項の許可」に改め、「交付年月日」の次に「（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加え、同様式別紙1備考1を次のように改める。

1 銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）を記入すること。

なお、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記入する場合は、当該証明書の番号及び交付年月日であることを備考欄に記入すること。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記第8号様式備考を次のように改める。

備考

1 銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）を記入すること。

なお、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記入する場合は、当該証明書の番号及び交付年月日であることを摘要欄に記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第8号様式の次に次の3様式を加える。

別記第8号様式の2 (第2条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証 交付年月日	年 月 日
住 所	(〒 ) 電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

夜間銃猟作業計画の確認申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号の規定により、以下の夜間銃猟作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて確認を受けたいので、申請します。

事業名		
夜間銃猟の実施日時		
夜間銃猟の実施区域		
捕獲等をする鳥獣 及び目標頭数		
夜間銃猟の実施方法	捕獲等の方法	
	安全確保策	
	捕獲等をした個体の回収 及び処分方法	
夜間銃猟の実施体制	発注者	
	現場の実施体制	
	関係機関との調整状況	
夜間銃猟をする者 ( 射 手 )		
住民の安全確保及び周辺 地域への注意喚起の方法		
備 考		

## 備考

- 1 夜間銃猟の実施日時欄には、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記載すること。
- 2 夜間銃猟の実施区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、夜間銃猟の実施区域を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図及び必要に応じて実施場所の状況が分かる天然色写真を添付すること。
- 3 夜間銃猟の実施方法の捕獲等の方法欄には、「餌付けにより誘引して射撃する。」等の方法を記載し、夜間銃猟の実施方法を明らかにした図面並びに射撃場所、射撃方向、その付近の状況、安全確保のための措置その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真等の中から必要な書類を添付すること。安全確保策欄には、明るさの確保の方法（照明器具又はナイトスコープの使用等）、バックストップの確保、着弾点の安全性の確認等について記載すること。捕獲等をした個体の回収及び処分方法欄には、その方法等について具体的に記載するとともに、警戒心の高いニホンジカを増やさないための効果的な捕獲等の方法等について具体的に記載すること。
- 4 夜間銃猟の実施体制の現場の実施体制欄には、夜間銃猟を実施する際の従事者の配置（現場責任者の配置、射手の名前及び狩猟免許番号）、緊急連絡体制等を記載し、夜間銃猟安全管理規程を添付すること。関係機関との調整状況欄には、市町村や警察署を含む関係機関との調整状況及び連携方法等について記載すること。
- 5 夜間銃猟をする者欄には、夜間銃猟の捕獲従事者の要件を満たす射手のうち本申請で夜間銃猟に従事する全ての射手の名前、狩猟免許番号、使用する銃の種類、所持許可証番号及び所持許可証交付年月日を記載し、認定証の写し及び夜間銃猟をする者を含む捕獲従事者名簿を添付すること。
- 6 住民の安全確保及び周辺地域への注意喚起の方法欄には、住民の立入禁止措置及び立入りの有無の確認方法等を記載すること。
- 7 必要に応じて、別紙で詳細な作業計画を添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第8号様式の3 (第2条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

主たる事務所の所在地	(〒 )  電話番号 ( )
名 称	
代 表 者 の 名 称	印

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業の 実 施 期 間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の 実 施 区 域	
従事者の住所、氏名、職業、 生 年 月 日	別紙名簿のとおり



別記第8号様式の4 (第2条の2関係)

年 月 日	
指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証再交付申請書 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証住所・氏名変更届出書 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証亡失届出書	
和歌山県知事 様	
(申請者)	
主たる事務所の所在地	(〒 ) 電話番号 ( )
名称	
代表者の氏名	印
(該当項目の□にレ印を付す)	
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条第9項の規定により、下記のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の再交付を申請します。	
<input type="checkbox"/> 住所又は氏名の変更届出 下記従事者について、住所又は氏名に変更があったので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の9第6項の規定により届け出ます。	
<input type="checkbox"/> 亡失の届出 下記のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の9第7項の規定により届け出ます。	
(従事者)	
ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日生
職業	
番号	
交付年月日	年 月 日
変更・亡失年月日	年 月 日
亡失又は滅失した事情	
旧住所・氏名	
新住所・氏名	

備考

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 2 住所又は氏名に変更があった場合は、変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写し等)を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者又は届出者が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記第9号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式備考2中「氏名欄の下」を「同欄」に改める。

別記第10号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式の次に次の6様式を加える。

別記第10号様式の2 (第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所	(〒 )  電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

認 定 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 3 第 1 項の規定により、鳥獣捕獲等事業が同法第 18 条の 5 第 1 項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ヒグマ 4. ツキノワグマ 5. ニホンザル 6. その他 ( )
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕 獲 従 事 者	別添「捕獲従事者名簿」のとおり
	安 全 管 理 体 制	別添「安全管理規程」及び「安全管理講習資料」のとおり
	夜 間 銃 猟 の 実 施	1. 有 2. 無 (「1. 有」の場合) 別添「夜間銃猟安全管理規程」及び「夜間銃猟安全管理講習資料」のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	別添「技能知識講習資料」のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	別添「鳥獣捕獲等事業従事者研修資料」のとおり	

## 備考

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、空気銃、わな及び網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については、捕獲従事者名簿（別紙1）を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
  - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許又は網猟免許）を記載すること。
  - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
  - (4) 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。  
なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。  
なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類とし、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は、添付書類一覧に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類とする。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

## 添付書類一覧

本申請書に添付した書類について、□にレ印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 捕獲従事者名簿（別紙 1）
- 役員及び事業管理責任者名簿（別紙 2）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（別紙 3）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 申請者の捕獲実績を記した書類（別紙 4）
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（別紙 5）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 14 号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（別紙 6）

（銃猟による事業を実施する場合）

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

（夜間銃猟を実施する場合）

- 射撃技能証明書（別紙 7）
- 捕獲実績書（別紙 8）
- 人格識見を有することの推薦書（別紙 9）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

(別紙 1) 捕獲従事者名簿

氏 名	生年月日	狩猟免許 の 種 類	銃器を使用する場合		救 急 救 命 講 習 の 受 講 の 有 無
			銃 砲 の 種 類	夜間銃猟 をする者	

(別紙 2)

役員及び事業管理責任者名簿

( 年 月 日現在)

役員

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

事業管理責任者

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

(別紙 3)

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(事業管理責任者)

住所

氏名

印

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

(別紙 4)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

鳥獣の捕獲等に係る実績書

認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の 名 称	
申請者が組織的に実施したと 認められる理由	
実 施 期 間	
実 施 区 域	
鳥 獣 の 種 類	
捕 獲 等 の 方 法	
捕 獲 従 事 者 の 氏 名	
実 施 結 果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事 故 発 生 の 有 無	1. 有                      2. 無
事 故 の 概 要	

## 備考

- 1 申請前 3 年以内の実績を記載すること。
- 2 複数の実績を記載する場合は、上記様式を実績ごとに作成すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するとともに、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者との関係が分かる書類を添付すること。
- 5 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣であること。
- 6 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る。）であること。
- 7 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。  
なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも 1 名以上記載した上で、「他〇名」とすること。
- 8 実施結果については、捕獲数及び受託した事業を適切に実施したかについて記載すること。
- 9 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 10 申請前 3 年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払がある程度以上のものであって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点の記載を含む。）を添付すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。



(別紙 5)

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(別紙 6)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の10第2項の規定により同法第18条の2の認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

(別紙 7)

年 月 日

和歌山県知事 様

(証明者)

所在地

所 属

役 職

氏 名

印

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明いたします。

氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年 月 日	
射撃技能を確認した日	年 月 日	
射 撃 技 能 を 確 認 し た 場 所		
使用した銃の種類	散弾銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃 ・ ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他 ( ) 銃身の簡易な依託 あり (方法 )・なし	
結 果	発射数	中心からの距離 ( c m )
	1 回目	
	2 回目	
	3 回目	
	4 回目	
	5 回目	

備考

- 1 該当するものを○で囲むこと。
- 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(別紙 8)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

所 属

役 職

氏 名

印

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日
第1種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号 (装薬銃)	
過去3年間に装薬銃により 捕獲等した数量	ニホンジカ 頭
	イノシシ 頭
過去3年間の事故の実績	1. あり (内容 ) 2. なし

備考

- 1 該当するものを○で囲むこと。
- 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 3 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等捕獲等した数量が分かる書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別紙 9)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

所 属

役 職

氏 名

印

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、以下のとおり推薦します。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 複数名を推薦する場合は、1枚に記載することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第10号様式の3 (第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証 交付年月日	年 月 日
住 所	(〒 )  電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

認定証再交付申請書

認定証亡失届出書

再交付申請

下記のとおり認定証を亡失・滅失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 9 第 3 項の規定により、認定証の再交付を申請します。

亡失の届出

下記のとおり認定証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 9 第 5 項の規定により届け出ます。

亡失・滅失した事情	
-----------	--

備考

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第10号様式の4 (第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証 交付年月日	年 月 日
住 所	(〒 )  電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

変 更 認 定 申 請 書

鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 7 第 1 項の規定により知事の認定を受けたいので、申請します。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定日		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第10号様式の5 (第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証 交付年月日	年 月 日
住 所	(〒 )  電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

変更届出書

鳥獣捕獲等事業について、下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 7 第 3 項の規定により、届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変 更 日		

備考

- 1 申請者の住所、名称又は代表者の氏名に変更があった場合は、住所、名称又は代表者の氏名の欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄に変更前及び変更後の内容を記載すること。
- 2 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



別記第10号様式の6 (第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証 交付年月日	年 月 日
住 所	(〒 )  電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 7 第 4 項の規定により、届け出ます。

廃止した日	
-------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第10号様式の7 (第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証交付年月日	年 月 日
認定証を交付した 都道府県名	
住 所	(〒 ) 電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

認定の有効期間の更新申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 8 第 2 項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ヒグマ 4. ツキノワグマ 5. ニホンザル 6. その他 ( )
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕 獲 従 事 者	別添「捕獲従事者名簿」のとおり
	安 全 管 理 体 制	別添「安全管理規程」及び「安全管理講習資料」のとおり
	夜 間 銃 猟 の 実 施	1. 有 2. 無 (「1. 有」の場合) 別添「夜間銃猟安全管理規程」及び「夜間銃猟安全管理講習資料」のとおり
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識	別添「技能知識講習資料」のとおり	
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施	別添「鳥獣捕獲等事業従事者研修資料」のとおり	
研修の実施状況	別添「研修実施状況報告書」のとおり	

## 備考

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 申請者の住所欄には、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、装薬銃、空気銃、わな及び網ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、捕獲従事者欄については、捕獲従事者名簿を添付すること。
- 5 捕獲従事者名簿の記載に当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
  - (2) 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許又は網猟免許）を記載すること。
  - (3) 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載すること。
  - (4) 夜間銃猟する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。  
なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
  - (5) 救急救命講習の受講の有無欄については、当該捕獲従事者が受講した場合は○を記載すること。  
なお、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 6 鳥獣捕獲等事業の実施体制欄のうち、安全管理体制欄の添付書類は、安全管理規程及び安全管理講習に関する書類とし、夜間銃猟の実施欄の添付書類は、夜間銃猟安全管理規程及び夜間銃猟安全管理講習に関する書類とする。
- 7 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識欄の添付書類は、技能知識講習に関する書類とする。
- 8 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施欄の添付書類は、研修に関する書類とする。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 添付書類は添付書類一覧に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類とする。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 添付書類一覧

本申請書に添付した書類について、□にレ印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者名簿（別紙 2）
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 4 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（別紙 3）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに受講した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（新たに修了した者に限る。）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 研修の実施状況に関する報告書（別紙 4）
- 申請者の捕獲実績を記した書類（別紙 5）
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書（別紙 6）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 14 号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第 2 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（別紙 7）

（銃猟による事業を実施する場合）

- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）

（夜間銃猟を実施する場合）

- 射撃技能証明書（別紙 8）
- 捕獲実績書（別紙 9）
- 人格識見を有することの推薦書（別紙 10）
- 夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し（新たに修了した者に限る。）
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

(別紙 1) 捕獲従事者名簿

氏 名	生年月日	狩猟免許 の 種 類	銃器を使用する場合		救 急 救 命 講 習 の 受 講 の 有 無
			銃 砲 の 種 類	夜間銃猟 をする者	

(別紙 2)

役員及び事業管理責任者名簿

( 年 月 日現在)

役員

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

事業管理責任者

住 所	本 籍	氏 名 (ふりがな)	生年月日	性別	役 職

(別紙 3)

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(事業管理責任者)

住所

氏名

印

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

(別紙 4)

年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号

所在地

名称

代表者の氏名

印

電話番号

研修実施状況報告書

研修の実施状況を以下のとおり報告します。

研 修 の 実 施 状 況	(1年目)
	(2年目)
	(3年目)
研 修 計 画 の 改 善 状 況	

備考

- 1 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(別紙 5)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)  
所在地

名 称

代表者氏名

印

鳥獣の捕獲等に係る実績書

認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の 名 称	
申請者が組織的に実施したと 認められる理由	
実 施 期 間	
実 施 区 域	
鳥 獣 の 種 類	
捕 獲 等 の 方 法	
捕 獲 従 事 者 の 氏 名	
実 施 結 果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事 故 発 生 の 有 無	1. 有                      2. 無
事 故 の 概 要	



## 備考

- 1 申請前 3 年以内の実績を記載すること。
- 2 複数の実績を記載する場合は、上記様式を実績ごとに作成すること。
- 3 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄を記載し、定款その他申請者と受託者との関係が分かる書類を添付すること。
- 5 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣であること。
- 6 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る。）であること。
- 7 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。  
なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも 1 名以上記載した上で、「他〇名」とすること。
- 8 実施結果については、捕獲数及び受託した事業を適切に実施したかについて記載すること。
- 9 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 10 申請前 3 年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払がある程度以上のものであって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点の記載を含む。）を添付すること。
- 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(別紙 6)

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(別紙 7)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者である旨  
の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の10第2項の規定により同法第18条の2の認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

(別紙 8)

年 月 日

和歌山県知事 様

(証明者)

所在地

所 属

役 職

氏 名

印

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明いたします。

氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年 月 日	
射撃技能を確認した日	年 月 日	
射 撃 技 能 を 確 認 し た 場 所		
使用した銃の種類	散弾銃 ・ 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃 ・ ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他 ( ) 銃身の簡易な依託 あり (方法 )・なし	
結 果	発射数	中心からの距離 ( c m )
	1 回目	
	2 回目	
	3 回目	
	4 回目	
	5 回目	

備考

- 1 該当するものを○で囲むこと。
- 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(別紙 9)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

所 属

役 職

氏 名

印

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日
第 1 種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号 (装薬銃)	
過去 3 年間に装薬銃により 捕 獲 等 し た 数 量	ニホンジカ 頭
	イノシシ 頭
過去 3 年間の事故の実績	1. あり (内容 ) 2. なし

備考

- 1 該当するものを○で囲むこと。
- 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 3 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等捕獲等した数量が分かる書類を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(別紙 10)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

所 属

役 職

氏 名

印

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、以下のとおり推薦します。

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 複数名を推薦する場合は、1枚に記載することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第13号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記第15号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第16号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第19号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第20号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第20号様式の2 (第8条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所	(〒 ) 電話番号 ( )
氏 名	印
職 業	
生 年 月 日	年 月 日生

麻 酔 銃 猟 許 可 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第1項の規定により、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕 獲 等 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
捕 獲 等 の 区 域	
捕獲等する鳥獣の種類及び数量	
危 害 の 防 止 の た め の 措 置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日 (所持許可者以外が実施する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。)	



## 備考

- 1 住居集合地域等の麻醉銃猟については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可が必要であり、同法第 37 条第 1 項の危険猟法の許可が必要となる場合があることに留意すること。
- 2 申請書の提出に当たっては、事務処理に要する期間を考慮すること。
- 3 氏名欄には、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域が同一の場合には、同欄に「他〇名」と人数を記入し、代表者以外は別紙「麻醉銃猟許可申請者名簿」に必要事項を記載の上、添付すること。
- 4 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び 1 発射当たりの施用量を明示すること。
- 5 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえて、当該住居集合地域等で実施しなければならない理由、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻醉銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。
- 6 捕獲等の区域欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図を添付すること。
- 7 危害の防止のための措置欄には、人の身体又は生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙 麻酔銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年月日	捕獲する鳥 獣の種類及 び数	麻酔銃の所持許可証		人命救助等に従事する者届出 明 書		備考
						所持許可証 番 号	交 付 年 月 日	届出済証明 番 号	交 付 年 月 日	

備考

- 1 麻酔銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合は、人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第20号様式の3 (第8条の2関係)

年 月 日	
麻醉銃猟許可証再交付申請書 麻醉銃猟許可証住所・氏名変更届出書 麻醉銃猟許可証亡失届出書	
和歌山県知事 様	
住 所	(〒 )  電話番号( )
ふりがな	
氏 名	印
職 業	
生 年 月 日	年 月 日 生
(該当項目の□にレ印を付す) <input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第7項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。 <input type="checkbox"/> 住所又は氏名の変更届出 下記のとおり氏名又は住所を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第5項の規定により届け出ます。 <input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり許可証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第6項の規定により届け出ます。	
種 類	麻醉銃猟許可証
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日
亡失又は滅失した事情	
旧 住 所 又 は 氏 名	
新 住 所 又 は 氏 名	

備考

- 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 2 氏名又は住所に変更があった場合は、変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者又は届出者が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第21号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第22号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別記第23号様式（表面）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

「

適性検査の結果		
視 力	聴 力	運 動 能 力

」

を

「

適性検査の結果			適性試験 の 免 除
視 力	聴 力	運動能力	

」

に改め、

同様式（裏面）中

「

<p>記載上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。</li> <li>2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。</li> </ol>
---

」

を

「

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認（確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。）	
適正の確認	<input type="checkbox"/>
記載上の注意事項 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。 3 (4) において、適性の確認がなされている場合は、別紙「狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面」を添付すること。	

に改め、

」

同様式に次のように加える。

別紙

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

認定証番号	第 号
認定証交付年月日	年 月 日
認定証を交付した 都道府県名	
住 所	(〒 ) 電話番号 ( )
名 称	
代表者の氏名	印

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

以下の事業従事者が狩猟について必要な適性を有することを確認しました。

事業従事者の氏名	適性を有することを 確認した日	適性を有することを 確認した方法	結果

備考

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。
- 2 複数人分まとめて作成することができる。
- 3 適性を有することを確認した日は、狩猟免許の更新の申請前1年以内であること。
- 4 適性を有することを確認した方法欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法（医師の診断書、健康診断の結果等）を記載すること。
- 5 この書面は、作成された日から3か月以内に限り有効とする。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第24号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第25号様式を次のように改める。

別記第25号様式 (第10条第1項関係)

(表面)

※登録番号	
※狩猟免許	
※損害の賠償	
※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※施行規則第 65 条第 7 号、第 8 号 又は第 9 号の該当者か否かの別	
※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	

※整理番号

狩猟者登録申請書		写真
和歌山県知事	様	
年 月 日		

住所	(〒 ) 電話番号 ( )	和歌山県証紙 貼付欄
ふりがな		
氏名	印	
生年月日	年 月 日 生	

下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 56 条の規定により申請します。

記

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類 (□にレ印を付す。第 2 種銃猟免許に係る登録の場合に限る。) を記入すること。

なお、第 1 種銃猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第 2 種銃猟免許に係る登録申請をすること (「第 2 種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
<input type="checkbox"/> 第 1 種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号
<input type="checkbox"/> 第 2 種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		<input type="checkbox"/> 第 1 種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第 2 種銃猟免許		狩猟免状の番号
		都道府県知事名	知事	交付年月日	年 月 日	



(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1. 県の区域全部		2. 放鳥獣猟区の区域			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否かの別 (該当の□にレ印を付する。)					
<input type="checkbox"/> 第 7 号 (許可捕獲等をした者) に該当 <input type="checkbox"/> 第 9 号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当 <input type="checkbox"/> 第 8 号 (許可捕獲等に従事した者) に該当 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない					
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 (対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村の名称を記載すること。)					
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ( )			
(5) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許の場合)					
第 1 種銃猟免許	ライフル銃 散弾銃 空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
第 2 種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを 使用するもの を含む。)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 67 条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(8) 職業					
1. 専門的・技術的職業従事者    2. 管理的職業従事者    3. 事務従事者					
4. 販売従事者    5. 農林業従事者    6. 漁業従事者    7. 採鉱・採石作業者					
8. 運輸・通信従事者    9. 技能工・生産工程作業者    10. 単純労働者					
11. 保安職業従事者    12. サービス職業従事者    13. 分類不能の職業    14. 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。					
3 (2) は該当番号を○で囲むこと。					
4 (8) は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第26号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記第27号様式及び別記第28号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。